

【 内 規 】

第1条 目 的

この内規は、和歌山県ソフトボール協会規約第7条第2項、第22条及び細則第9条に基づき協会運営に必要な事項を定める。

第2条 運営理事の選出について

- (1) 協会下部組織である各支部の支部長、事務局長及び支部審判長をもって充てる。尚、各支部において実働している人物を選出する。
ただし、人員については、支部数 × 3 を限度とする。
- (2) 下記団体より若干名選出する。
 - (ア) 協会に登録したチーム(細則第2条で定められた1～4)であること。
 - (イ) 同 上(細則第2条で定められた5)であること。
 - (ウ) 同 上(細則第2条で定められた6)であること。
 - (エ) 同 上(細則第2条で定められた7)であること。
 - (オ) 近畿協会及び日本ソフトボール協会への代表者であること。
 - (カ) 県協会への功労者(常務理事が特に認めた人及び支部推薦人物)であること。

第3条 各部の設立について

細則第9条に掲げる委員会に下記部を設立する。

- (ア) 総務委員会に次の3部を設立する。
 - (1) 総務 普及部 (2) 財務部 (3) 広報部 (4) 放送部
- (イ) 審判委員会に次の4部を設ける。
 - (1) 審判部 (2) 指導部 (3) ルール部
- (ウ) 記録委員会に次の2部を設ける。
 - (1) 記録部 (2) PC指導部
- (エ) 技術委員会に次の9部を設立する。
 - (1) 一般部 (2) 女性部 (3) 普及部 (4) 高体連専門部
 - (5) 中体連専門部 (6) 小学生部 (7) 生涯 (8) 指導者
 - (9) 国体担当部

第4条 職務について

- (1) 事務局長は、各種団体、都道府県及び日本ソフトボール協会の窓口となり県協会事務全般を行なう。
- (2) 事務局次長は、局長を補佐し局長に事故有る時はその職務を代行する。
- (3) 総務委員会について
 - (ア) 総務委員長は、総務部を総理し総務部を代表する。
 - (イ) 同副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故有る時はその職務を代行する。
 - (ウ) 総務普及部長は、協会全般の業務を把握し部員の指導に努める。
 - (エ) 同副部長は、部長を補佐し部長に事故有る時はその職務を代行する。
 - (オ) 総務部長は、協会運営事項を企画立案しまた協会参加チームの普及に努める。
 - (カ) 財務部長は、協会の財務全般を行ない運営の遂行に努める。
 - (キ) 同副部長は、部長を補佐し部長に事故有る時はその職務を代行する。
 - (ク) 広報部長は、業務並びに運営状況を把握し、また協会員の士気を高めるため協会の広報活動の遂行に努める。
 - (ケ) 同副部長は、部長を補佐し部長に事故有る時はその職務を代行する。
 - (コ) 放送部長は、協会の放送全般の業務を把握し運営及び部員の指導に努める。
 - (サ) 同副部長は、部長を補佐し部長に事故有る時はその職務を代行する。

(4) 審判委員会について

- (ア) 審判委員長は、審判部を総理し審判部を代表する。
- (イ) 同副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故有る時はその職務を代行する。
- (ウ) 審判部長は、協会主催の各種競技を把握し審判員の指導を行う。
- (エ) 部長代行は、部長を補佐し部長に事故有る時はその職務を代行する。
- (オ) 副審判長は、各種競技の実務を行い審判員の技術向上に努めると共に審判長及び同部長代行が不在の時は、その職務を代行する。
- (カ) 委員は、協会主催大会並びに県下各大会の実務を行い各審判員の指導をする。
- (キ) 指導委員は、協会全般の競技を把握し会員の指導に努める。
- (ク) ルール部長は、競技に不可欠な規則を把握し委員の指導に努める。
- (ケ) 同副部長は、部長を補佐し部長に事故有る時はその職務を代行する。
- (コ) 同委員会は、競技に必要な規則を把握しその規則を各審判員に周知徹底を図る。

(5) 記録委員会について

- (ア) 記録委員長は、記録部を総理し記録部を代表する。
- (イ) 同副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故有る時はその職務を代行する。
- (ウ) 記録部長は、協会主催並びに上部団体主催の競技を把握し記録員の指導を行う。
- (エ) 同副部長は、部長を補佐し部長に事故有る時はその職務を代行する。
- (オ) 副記録長は、各種競技の実務を行い記録員の技術向上に努める。
- (カ) PC指導部長は、競技に不可欠な規則及びPC操作を把握し委員の指導に努める。
- (キ) 同副部長は、部長を補佐し部長に事故有る時はその職務を代行する。
- (コ) 同委員会は、競技に必要な規則を把握しその規則を各記録員に周知徹底を図る。

(6) 技術委員会について

- (ア) 技術委員長は、技術部を総理し技術部を代表する。
- (イ) 同副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故有る時はその職務をする。
- (ウ) 一般部長は、協会加盟チームを把握し部員の指導を行う。
- (エ) 同副部長は、部長を補佐し部長に事故有る時はその職務を代行する。
- (オ) 同委員は、強化に必要な事項を把握し加盟チームを指導する。
- (カ) 女性部長は、協会加盟チームを把握し部員の指導を行う。
- (キ) 同副部長は、部長を補佐し部長に事故有る時はその職務を代行する。
- (ク) 普及部長は、協会加盟チームを把握し部員の指導を行う。
- (ケ) 同副部長は、部長を補佐し部長に事故有る時はその職務を代行する。
- (コ) 同委員は、協会加盟チームを把握しチームの技術向上を図るための企画立案をしチームの指導を行う。
- (サ) 高体連専門部長は、協会加盟チームを把握し部員の指導を行う。
- (シ) 同副部長は、部長を補佐し部長に事故有る時はその職務を代行する。
- (ス) 中体連専門部長は、協会加盟チームを把握し部員の指導を行う。
- (セ) 同副部長は、部長を補佐し部長に事故有る時はその職務を代行する。
- (ソ) 小学生部長は、協会加盟チームを把握し部員の指導を行う。
- (タ) 同副部長は、部長を補佐し部長に事故有る時はその職務を代行する。
- (チ) 生涯部長は、協会加盟チームを把握し部員の指導を行う。
- (ツ) 同副部長は、部長を補佐し部長に事故有る時はその職務を代行する。
- (テ) 指導部長は、協会加盟チームを把握し部員の指導を行う。

(ト) 国体担当部長は、国体参加チームを把握し代表選手の指導を行う。

(ナ) 同委員は部長を補佐し部長に事故有る時はその職務を代行する。

[附 則]

この内規は、平成12年5月21日より施行する。

この内規は、平成21年1月18日より施行する。(一部改訂)

この内規は、令和2年4月1日より施行する。(一部改訂)